

富山県農林水産部所管建設工事に係る

「週休2日制モデル工事」試行要領

1 背景・目的

建設業界は、他の産業界と比較して週休2日制を取得する環境や体制が整っておらず、若手技術者をはじめとする建設関係の担い手の確保と育成を進める上で、課題となっている。このことから、週休2日制の普及・実現に向けて、発注者が支援するモデル工事を試行する。

2 用語の定義

この要領で使用する用語は、農林水産部土木工事共通仕様書で定める用語のほか、下記による。

- (1) 「週休2日制」とは、工事着手日から工事完了日までの対象期間において、週休2日（4週8休相当）又は完全週休2日の取り組みを実施することをいう。
- (2) 「工事着手日」とは、工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。
- (3) 「工事完了日」とは、工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。（現場事務所等の撤去を含む現場作業の全てが完了した日をいい、工事完成までの清掃や資料整理等の期間は含まない。）
- (4) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完了日までの期間のうち、下記の期間を除いた期間をいう。
 - ①年末年始 6日間
 - ②夏季休暇 3日間
 - ③工場製作のみの期間
 - ④工事事故等による不稼働期間
 - ⑤天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
 - ⑥受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
 - ⑦工事の全面中止期間
 - ⑧その他、外的要因により現場が不稼働となる期間
- (5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所の事務作用を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。
現場作業の有無については、受注者に限らず下請負業者、資材業者、運搬業者及び測量業者等の現場で作業する全ての者を対象に判断しなければならない。
- (6) 「週休2日（4週8休相当）」とは、工事現場を閉所して対象期間の現場閉所日数の割合（以下、現場閉所率という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
ただし、極端に偏った閉所日の設定にならないよう注意するものとする。
- (7) 「完全週休2日」とは、原則、土曜及び日曜日に工事現場を完全閉所して、一切の現

場作業を行わないことをいう。

ただし、地元調整など、やむを得ず完全週休2日を確保できない場合は、監督員と協議のうえ、土日作業を可能とするが、「完全週休2日の振替休日」により休日を確保するものとする。

- (8) 「完全週休2日の振替休日」とは、地元調整など、やむを得ない理由がある場合に、監督員と協議のうえ、土曜又は日曜日を現場作業日とした場合に、当初計画した休日以外の日に取得する休日をいう。
- (9) 「現場閉所率」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合をいい、その算定方法は、下記とおりである。

現場閉所率の算定式
$\text{「現場閉所率(%)」} = \frac{\text{「現場閉所日数」}}{\text{「対象期間の日数」}} \times 100$
※1 「現場閉所率(%)」は、小数点以下第2位を切り捨てた値とする。
【計算例】
現場閉所日数 49 日 ÷ 対象期間の日数 168 日 × 100 = 29.1666… ⇒ 現場閉所率 29.1%

3 試行対象工事

原則、全ての工事を発注者指定型の試行対象工事とし、週休2日制モデル工事の試行を実施する。

発注者指定型を除く工事で、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議し、発注者が承諾すれば、受注者希望型で実施する。

※試行対象外工事の例：緊急性が高い災害復旧工事、施工期間が極端に短い工事等

4 試行工事の実施

4-1 【発注者指定型】

(1) 発注時

「発注者」は、それぞれの経費に、以下の補正係数を乗じて工事費を算出する。

補正係数	農業農村整備事業	治山林道事業
	4週8休 (現場閉所率 28.5%以上)	
労務費	1.02	1.05
機械経費（賃料）	1.02	1.04
共通仮設費（率分）	1.02	1.04
現場管理費（率分）	1.05	1.06
市場単価	別表1のとおり	
標準単価	別表2のとおり	

※鋼橋製作仮設工事、電気通信設備製作据付工事及び施設機械設備工事の補正の対象は、以下のとおりである。

- ① 鋼橋製作架設工事

- 架設工事原価にかかる費用が、補正の対象である。
- ② 電気通信設備製作据付工事
据付工事原価に係る費用（機器間接費は除く）が、補正の対象である。
 - ③ 施設機械設備工事
据付工事原価に係る費用が、補正の対象である。

補正方法

- (ア) 労務費 = 労務費 × 週休 2 日補正係数
- (イ) 機械経費（賃料） = 機械経費（賃料） × 週休 2 日補正係数
- (ウ) 共通仮設費（率分） = 対象金額 × 共通仮設费率 × 施工地域を考慮した補正係数
× 週休 2 日補正係数
- (エ) 現場管理費（率分） = 対象金額 × 現場管理費率 × 施工地域を考慮した補正係数
× 週休 2 日補正係数
- (オ) 市場単価 = 市場単価 × 週休 2 日補正係数
- (カ) 標準単価 = 標準単価 × 週休 2 日補正係数

「発注者」は、試行対象工事を発注する場合は、特別仕様書に次の通り記載する。

第〇〇条 週休 2 日制モデル工事（発注者指定型）

- 1 本工事は、週休 2 日制の普及・実現に向けたモデル工事であり、週休 2 日に取り組むこととする。
- 2 モデル工事の実施の詳細は、「週休 2 日制モデル工事」試行要領によるものとし、富山県のホームページから入手できる。

(2) 休日取得計画書の提出

「受注者」は施工計画書の提出にあわせて、工事着手日から工事完了日までの休日取得計画を「休日等取得計画（実績）書」に記載して提出する。工期延長等によって対象期間が変更となった場合は、休日取得計画書を修正して再提出する。

(3) 休日取得実績書の提出

「受注者」は、休日取得実績書を作成し、監督員に求められた場合は提出する。現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに休日取得実績を提出する。

「監督員」は、必要に応じて休日取得実績書の提出を求めるものとし、提出された休日取得実績書の内容について、作業日報やKY実施記録等により、実施状況を確認するものとする。

(4) 設計変更

「監督員」は、4週8休（現場閉所率28.5%以上）が達成されなかった場合、補正分を減額変更する。

(5) 工事成績評定

完全週休 2 日を達成した場合、第 2 次評定者は、社会性で 5 点加点する。

4 週 8 休を達成できなかった場合でも、評定の減点はしない。

4-2 【受注者希望型】

(1) 発注時

「発注者」は、試行対象工事を発注する場合は、特別仕様書に次の通り記載する。

第〇〇条 週休2日制モデル工事（受注者希望型）

- 1 本工事は、週休2日制の普及・実現に向けたモデル工事であり、受注者が週休2日に取り組むことを希望する場合、監督員と協議のうえ、試行を実施することができる。
- 2 モデル工事の実施の詳細は、「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとし、富山県のホームページから入手できる。

(2) 試行の実施

「受注者」は、試行工事の実施を希望する場合、施工計画書の提出前に工事打合せ簿にて協議を行う。発注者が試行の実施を承諾した場合、試行を実施する。

ただし、週休2日制モデル工事の試行実施に伴う、工期の変更は行わない。

(3) 休日取得計画書の提出

「受注者」は施工計画書の提出にあわせて、工事着手日から工事完了日までの休日取得計画を「休日等取得計画（実績）書」に記載して提出する。工期延長等によって対象期間が変更となった場合は、休日取得計画書を修正して再提出する。

(4) 休日取得実績書の提出

「受注者」は、休日取得実績書を作成し、監督員に求められた場合は提出する。現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに休日取得実績を提出する。

「監督員」は、必要に応じて休日取得実績書の提出を求めるものとし、提出された休日取得実績書の内容について、作業日報やKY実施記録等により、実施状況を確認するものとする。

(5) 設計変更

「監督員」は、4週8休（現場閉所率28.5%以上）が達成され場合、下の補正係数を乗じて設計変更を行う。

補正係数	農業農村整備事業	治山林道事業
	4週8休 (現場閉所率28.5%以上)	
労務費	1.02	1.05
機械経費（賃料）	1.02	1.04
共通仮設費（率分）	1.02	1.04
現場管理費（率分）	1.05	1.06
市場単価	別表1のとおり	
標準単価	別表2のとおり	

※鋼橋製作仮設工事、電気通信設備製作据付工事及び施設機械設備工事の補正の対象は、以下のとおりである。

① 鋼橋製作架設工事

架設工事原価にかかる費用が、補正の対象である。

② 電気通信設備製作据付工事

据付工事原価に係る費用（機器間接費は除く）が、補正の対象である。

③ 施設機械設備工事
据付工事原価に係る費用が、補正の対象である。

補正方法

- (ア) 労務費 = 労務費 × 週休 2 日補正係数
- (イ) 機械経費（賃料） = 機械経費（賃料） × 週休 2 日補正係数
- (ウ) 共通仮設費（率分） = 対象金額 × 共通仮設费率 × 施工地域を考慮した補正係数
× 週休 2 日補正係数
- (エ) 現場管理費（率分） = 対象金額 × 現場管理费率 × 施工地域を考慮した補正係数
× 週休 2 日補正係数
- (オ) 市場単価 = 市場単価 × 週休 2 日補正係数
- (カ) 標準単価 = 標準単価 = 週休 2 日補正係数

(6) 工事成績評定

完全週休 2 日を達成した場合、第 2 次評定者は、社会性で 5 点加点する。
4 週 8 休を達成できなかった場合でも、評定の減点はしない。

5 試行工事における留意事項

- (1) 「発注者」は、緊急時等やむを得ない場合を除き、受注者に対して休日の作業が発生するような指示及び依頼は行わないこととする。
- (2) 工事施工中の現場条件の変更等による工期延長は、従来どおりの取扱いとする。
- (3) 監督員が、休日の取得状況に関する報告及び資料の提示を求めた場合には、「受注者」はこれに協力するものとする。
- (4) 本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、監督員と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 15 日以降の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降に契約する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 15 日以降に契約する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 15 日以降の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 2 月 1 日以降の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 15 日以降の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 15 日以降の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 12 月 1 日以降の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 15 日以降の決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 1 日以降の決裁にかかる工事から適用する。

別表1

市場単価方式の補正係数

名称	区分	農業農村整備事業	治山林道事業
		補正係数	
		4週8休以上	
鉄筋工		1.02	1.05
ガス圧接工		1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.02
	撤去	1.02	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.04
道路付属物設置工	設置	1.01	1.02
	撤去	1.02	1.05
法面工		1.01	1.02
吹付杵工		1.01	1.03
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.05
	剪定	1.02	1.05
公園植栽工		1.02	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.02
薄層カラー舗装		1.00	1.01
グルービング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01	1.01

別表2

標準単価方式の補正係数

名称	区分	農業農村整備事業	治山林道事業
		補正係数	
		4週8休以上	
区画線工		1.02	1.05
排水構造工		1.02	1.05
コンクリートブロック積工		1.02	1.05
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.04
	人力	1.02	1.05
鋼橋塗装工		1.01	-